

典礼秘跡省

通 達

「教会の母聖マリア」の記念日について

「教会の母聖マリア」の義務の記念日は、本年の聖霊降臨後の月曜日にすべての人によって祝われなければならないが、この記念日がローマ暦に記入されたことをふまえて、以下の指針を示すことは時宜を得ていると思われる。

『ローマ・ミサ典礼書』の聖霊降臨のミサの式文に続く典礼注記は、次のように述べている。「聖霊降臨後の月曜日もしくは火曜日が、信者にとってミサへの参加が義務もしくは習慣となっているなら、聖霊降臨の主日のミサを繰り返すか、聖霊のためのミサをささげることができる」(『ローマ・ミサ典礼書(規範版)』448頁)。この典礼注記は現在も有効である。なぜなら、その祭儀が、「典礼日の優先順位表」(「典礼暦年と典礼暦に関する一般原則」59参照)によってのみ規制される典礼日間の優先権を損なうことはないからである。同様に、優先権は信心ミサに関する以下の規則によって規制される。「義務の記念日に当たる日、または12月16日までの待降節、1月2日からの降誕節、主の復活の8日間後の復活節の週日には、種々の機会のミサと種々の目的のためのミサと信心ミサは原則として禁じられる。しかし、それが真に必要あるいは司牧上有益であるならば、会衆が参加するミサにおいて、教会責任者または司式司祭自身の判断によって、その必要性または有益性に応じるミサを用いることができる」(「ローマ・ミサ典礼書の総則」376)。

それにもかかわらず、その他の点ですべて同等であるなら、「教会の母聖マリア」の義務の記念日を選ぶべきである。記念日の式文は、朗読箇所の手引とともに「教令」に添付されている。これらは、霊的母性の神秘を明らかにするので、固有のものとして保たれなければならない。『ミサの朗読配分 (*Ordo lectionum Missae*)』の改訂版では、第572項の2の典礼注記は、朗読箇所が固有であること、また、その日が記念日であっても当日の朗読の代わりに採用すべきであることを明確に示すことになるであろう(「朗読聖書の緒言」83参照)。

この記念日が他の記念日と重なる場合には、典礼暦年と典礼暦に関する一般原則に従うべきである(「典礼暦年と典礼暦に関する一般原則」60参照)。「教会の母聖マリア」の記念日が聖霊降臨と関連づけられていることを考えれば、「聖母のみ心」の記念日が「イエスのみ心」と関連づけられているのと同じように、聖人や福者の記念日と重なる場合には、人々の間の卓越した典礼の伝統に従い、聖母マリアの記念日が優先される。

典礼秘跡省にて、2018年3月24日

長官 ロベール・サラ枢機卿
次官 アーサー・ローチ大司教